

安全データシート(SDS)

作成日:2008年07月30日
改定日:2014年11月01日

1. 化学物質等及び会社情報

製品の名称:	ユピカ 8800P
化学物質の名称:	不飽和ポリエスチル樹脂
会社名:	日本ユピカ株式会社
住所:	東京都千代田区紀尾井町4-13マードレ松田ビル2F
担当部門:	営業部
電話番号:	03-6850-0241
FAX番号:	03-6850-0245
緊急連絡先:	生産管理部(電話番号:0463-22-1984)

2. 危険・有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

火薬類	分類対象外
可燃性／引火性ガス	分類対象外
可燃性／引火性エアゾール	分類対象外
支燃性／酸化性ガス	分類対象外
高圧ガス	分類対象外
引火性液体	区分 3
可燃性固体	分類対象外
自己反応性物質および混合物	分類できない
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性物質および混合物	分類できない
水と接触して可燃性／引火性ガスを発生する物質および混合物	分類対象外
酸化性液体	分類できない
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	分類できない

健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分 5
急性毒性(経皮)	区分 5
急性毒性(吸入:ガス／蒸気／粉じん、ミスト)	分類対象外／区分 4／分類できない
皮膚腐食性・刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2A
呼吸器感作性／皮膚感作性	分類できない／区分 1
生殖細胞変異原性	区分 2
発がん性	区分 2
生殖毒性	区分 1B
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分 1(中枢神経系) 区分 3(気道刺激性)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分 1(呼吸器、神経系、血液系、肝臓) 区分 1
吸引性呼吸器有害性	

環境に対する有害性

水生環境急性有害性	区分 2
水生環境慢性有害性	分類できない

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



引火性液体



健康有害性



感嘆符

注意喚起語:

「危険」

【危険有害性情報】

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ・引火性液体及び蒸気 | ・皮膚に接触すると有害のおそれ |
| ・吸入すると有害 | ・皮膚に刺激又は、アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ |
| ・強い眼への刺激 | ・長期又は反復暴露による臓器の障害 |
| ・水生生物に毒性あり | ・臓器の障害 |
| ・発がんのおそれの疑い | ・気道刺激性のおそれ |
| ・遺伝子疾患のおそれの疑い | ・飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ |
| ・飲み込むと有害のおそれ | ・生殖能又は、胎児への悪影響のおそれ |

注意書き:

【予防策】

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地すること/アースをとること。
- ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等と使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。吸入を避けること。
- ・取扱後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・呼吸用保護具を着用すること。

【対応】

- ・火災の場合:炭酸ガス、泡または粉末消火器を用いて消火すること。
- ・飲み込んだ場合:直ちに医師の診断／手当を受けること。また、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・蒸気を吸入した場合:気分が悪くなった時は空気の新鮮な場所に移り呼吸しやすい姿勢で休息させること。また必要に応じ医師の診断／手当を受けること。
- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受けること。
- ・気分が悪い時は医師に連絡し、診断／手当を受けること。
- ・皮膚(または髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を多量の水(流水/シャワー)と石鹼で洗うこと。
- ・皮膚刺激または発疹が生じた場合:医師の診断/手当を受けること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合:医師に連絡すること。
- ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・眼の刺激が続く場合:医師の診断／手当を受けること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・漏出した場合:漏出物を回収すること。

(又は砂、布等で拭き取り不燃性容器、水を張った容器に回収すること。)

【保管】

- ・涼しく換気の良い場所で、施錠して保管すること。
- ・容器を密閉しておくこと。

【廃棄】

- ・内容物や容器は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託すること。

3. 組成、成分情報**物質**

- 単一製品・混合物の区別: 混合物
化学名又は一般名: 不飽和ポリエステル樹脂

組成、成分及び含有量情報

成分(*1)	重量%	CAS 番号	化学物質審査規制法 官報公示整理番号	化学物質排出把握管理 促進法政令号番号
不飽和ポリエステル	63.0	非公開	非公開	非該当
スチレン(モノマー)	37.0	100-42-5	3-4	1-240
合計	100.0			

*1) コバルト化合物含有。含有量は、コバルトとして、0.1wt%未満。)

4. 応急措置

蒸気を吸入した場合:

- ・直ちに新鮮な空気の場所に移動し、毛布等で保温し安静を保ち、呼吸しやすい体勢で休息する。
- ・また、必要に応じ、医師の診断または手当を受ける。
- ・呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合には、衣類を緩め呼吸気道を確保して人工呼吸を行う。また、意識はないが呼吸している場合、又は意識はあるが呼吸困難な場合は酸素吸入が有効である。これらは医師の指導の下で行うことが望ましく、医師の指示なしに酸素以外の施薬をしたり、被災者に口から何も与えてはならない。

皮膚に付着した場合:

- ・皮膚にかかった場合、多量の石鹼と水を用いて充分に洗浄する。
- ・汚染され衣服、靴などは速やかに脱ぎ捨てる。必要があれば衣服等を切断して脱がせる。その後、水又は微温湯を流しながら最低30分間以上洗浄する。速やかに医師の手当を受ける。

眼に入った場合:

- ・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り取り除き、適温のゆるやかな流水により、15分以上、洗浄する。生理食塩水がすぐ入手できる場合は使用する。洗浄は中断しない。洗浄の際、まぶたを指でよく開いて眼球、まぶたの隅々まで水が行き渡るように洗浄する。直ちに眼科医の手当を受ける。すぐには痛みがなく視力に影響がなくても障害が遅れて現れることがあるので必ず眼科医の診断を受ける。

飲み込んだ場合:

- ・飲み込んだ場合は、直ちに医師／内科医を呼ぶ。無理に吐かせようとせず、水で口の中をよくすいで洗わせる。
- ・嘔吐が自然に起こった場合は、嘔吐物が気管へ流入しないように身体を傾斜させて気道を確保する。保温して速やかに医師の手当を受ける。

最も重要な徴候及び症状:

- 皮膚の痛み、発赤、重度の薬傷、眼の痛み、かすみ眼、気道、肺の痛み、灼熱感、咳、息苦しさ、息切れ、胃痙攣、腹痛、嘔吐、頭痛、意識喪失

応急措置をする者の保護:

- ・被災者を救助する場合は、適切な保護具を着用して行う。
- (暴露防止及び保護具措置項参照)

医師に対する特別な注意事項:

- ・医師の手当てを受ける場合は、本SDSを提示する等、本製品に関する情報を医師に提供する。

5. 火災時の措置

消化剤:

- 水[]、炭酸ガス(二酸化炭素)[○]、泡[○]
粉末[○]、乾燥砂[○]、その他[]

特有の危険有害性:

- ・燃焼した時、多量の黒煙を発生する。燃焼ガスは一酸化炭素を含む。

消火方法:

- ・火元への燃焼源を絶つ。
- ・初期の火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。
- ・大規模火災には泡消火器で空気を遮断する。
- ・棒状水は火災を拡大する恐れがあるので使用しない。

火災周辺の措置:

- ・火災周辺は関係者以外立ち入り禁止とする。
- ・周囲の可燃性設備を散水して冷却する。
- ・移動可能な可燃性容器は安全な場所に移す。

消防を行う者の保護:

- ・消防作業には状況に応じて適切な保護具を着用する。
 - (呼吸用保護具、化学防護服、手袋、長靴、眼鏡、マスク等)
 - ・当該物の吸入や直接接触を避ける。風上から消火する。
-

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置:

- ・漏れ出した周辺のロープを張り、立入禁止措置をすること。
- ・関係者以外の立入りを禁止とし、風下の人を退避させる。
- ・作業者は適切な保護具(暴露防止及び保護措置項参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

環境に対する注意措置:

- ・漏れた製品を下水、河川等に流してはならない。

回収、中和、封じ込めおよび浄化方法・機材:

- ・漏れが少量の場合は、乾燥した土砂に吸収させる。
- ・漏れが多量の場合は、土砂等で流れを止め、ビニールシート等でおおい、蒸気の発生を抑えながら、安全な場所に回収する。
- ・回収後、汚染された場所は、充分に洗浄する。

二次災害の防止策:

- ・付近の着火源となるものを速やかに撤去し、閉鎖場所への流入を防ぐ。
-

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

- ・保護具を確実に着用する。(「8. 暴露防止及び保護措置」項参照。)
- ・取扱い場所及び周辺は、火気、火花、アークを発生するもの又は高温点火源等を使用しない。

- ・静電気対策を行い、作業衣、安全靴は導電性のものを用いる。
- ・本製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・容器は常に密閉し、通気性の良い場所又は局所排気、全体換気装置の付いた所で行う。
- ・労働安全衛生法、消防法、毒物及び劇物取締り法の関連法規に準拠して作業する。
- ・上記「技術的対策」を参照のこと。
- ・過酸化物、強酸化剤、強還元剤、強アルカリ性物質との接触は避け、耐食性容器に密封して冷暗所に貯蔵する。

保管**技術的対策:**

- ・引火性液体であるので消防法等の法規制に従うこと。
- ・容器に漏れの無いことを確認する。冷暗所に保管し、火気及び高温体に近づけない。
- ・危険物施設に保管し、有機過酸化物、酸化性物質、還元性物質、アルカリ性物質と一緒に置かない。
- ・本製品にて使用している容器を用いるのが最も好ましいが、一時的に別容器に移す場合は、消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
- ・容器は破損・腐食・割れ等のないものを使用する。

8. 暴露防止及び保護措置**管理濃度:(作業環境評価基準)****スチレン**

(厚生労働省告示第369号)

20ppm

作業環境許容濃度(暴露限界、生物学的暴露指標):**スチレン**

(日本産業衛生学会勧告値(2013年版))

20ppm

(ACGIH勧告値(2006年版))

時間荷重平均(TLV-TWA)

20ppm

時間暴露限界(TLV-STEL)

40ppm

発がん性:**スチレン**

(日本産業衛生学監)

2B

(人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質(証拠が比較的十分でない物質))

(ACGIH)

A4

(ヒトに対して発がん性物質として分類できない物質)

(IARC(2002年))

2B

(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある物質(証拠が比較的十分でない物質))

設備対策:

- ・防爆型の電気機器・換気装置・照明機器・工具を使用すること。

- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。

- ・屋内作業場は、発生源の密閉化または局所排気装置を設置する。

- ・取り扱い場所の近くに、安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設けその位置を明示する。

保護具:**呼吸器の保護具:**

防毒マスク(呼吸缶の種類は有機ガス用) 濃度が高い場合は送気マスク、空気呼吸器、酸素呼吸器等の吸気式保護具を着用すること。

手の保護具:

適切な防護手袋(不浸透性)を着用すること。

眼の保護具:

適切な眼の保護具を着用すること。

側面シールドの付いた安全眼鏡(又はゴーグル)を着用すること。

皮膚及び身体の保護具:

不浸透性保護具(防護長靴、防護服等)を着用すること。

(※保護具は保護具点検表により定期的に点検すること。)

9. 物理的及び化学的性質**物理的状態、形状、色など:**

淡赤紫色液体

臭い:

特異臭(スチレン臭)

pH:

データなし

融点・凝固点:

(参考) -30.6°C (-24°F) (スチレン)

沸点、初留点及び沸騰範囲:

データなし

(参考) 145~146°C (スチレン)

引火点:

データなし

(参考) 31°C (スチレン、密閉式)

爆発限界:

データなし

(参考) (上限) 6.8vol%、(下限) 0.9vol%(スチレン)

蒸気圧:

データなし

蒸気密度(空気 = 1):	(参考) 0.67kPa(5mmHg)/スチレン(20°C) データなし
比重(密度):	(参考) 3.6(スチレン)
溶解度:	1.00~1.20(25°C)(密度:g/mL) データなし
オクタノール/水分配係数:	(参考) 水にほとんど溶けない(280mg/L(20°C)、スチレン) データなし
自然発火温度:	(参考) log Pow = 2.95(スチレン、実測)、2.87(スチレン、計算) データなし
分解温度:	(参考) 490°C(スチレン) データなし
臭いのしきい(闘)値:	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル = 1):	データなし
燃焼性(固体、ガス):	データなし
粘度:	1100~1500mPa·s(25°C)

10. 安定性及び反応性

安定性および反応性:	通常の条件においては安定であるが、熱、光の照射、また過酸化物や強酸化剤、強還元剤、強アルカリとの接触により重合反応を起こし発熱する。
危険有害反応可能性:	
可燃性:	引火点以上に加熱した場合、着火源があれば燃焼する。 (消防法: 危険物第4類第2石油類非水溶液 危険等級III、指定数量 1000L)
発火性:	自然発火性についてデータなし。水との反応性なし。
酸化性:	空気と接触すると酸化することがある。
避けるべき状態:	高温、加熱、強い光(直射日光、紫外線ランプ等)
混触危険物質:	過酸化物、強酸化剤、強還元剤、酸・アルカリ
危険有害な分解生成物:	一酸化炭素、二酸化炭素、その他不明(データなし)

GHS分類

物理化学的危険性:

火薬類:	爆発性に関する原子団を含まないことから分類対象外とした。	分類対象外
可燃性/引火性ガス:	GHSの定義における液体であるため、分類対象外とした。	分類対象外
可燃性/引火性エアゾール:	エアゾール製品でないため、分類対象外とした。	分類対象外
支燃性/酸化性ガス類:	GHSの定義における液体であるため、分類対象外とした。	分類対象外
高圧ガス:	GHSの定義における液体であるため、分類対象外とした。	分類対象外
引火性液体:	スチレンに関し、ICSC(1999)による引火点は31°C(密閉式)であり、「区分3」に該当し、混合物においては、揮発成分がスチレン1成分のみであることから同等と考え、区分3に分類した。	区分3
可燃性固体:	GHSの定義における液体であるため、分類対象外とした。	分類対象外
自己反応性物質および混合物:	化学構造に不飽和結合を含むが、有用なデータがなく、分類できない。	分類できない
自然発火性液体:	スチレンに関し、常温の空気と接触しても自然発火せず(発火点490°C、ICSC, 1999))、混合物においても同等と考えられることから、区分外とした。	区分外
自然発火性固体:	GHSの定義における液体であるため、分類対象外とした。	分類対象外
自己発熱性物質および混合物:	液体状の物質に適した試験方法が確立していないため、分類できないとした。	分類できない
水と接触して可燃性/引火性ガスを発生する物質および混合物:	水と接触して可燃性/引火性ガスを発生するような金属または半金属を含まないため分類対象外とした。	分類対象外
酸化性液体:	スチレンには酸素原子、フッ素または塩素を含まない有機化合物であるが、不揮発性成分には、酸素原子を有する。しかし、酸化に関する有用なデータがないため、混合物としての評価ができず、分類できないとする。	分類できない
酸化性固体:	GHSの定義における液体であるため、分類対象外とした。	分類対象外
有機過酸化物:	-O-O-構造を含まない有機化合物であるため、分類対象外とした。	分類対象外

金属腐食性物質: 分類できない
有用なデータがないため、分類できないとする。

11. 有害性情報

GHS分類

健康に対する有害性:

各成分の経口毒性、経皮毒性および吸入(蒸気)毒性

成分(*1)	重量%	経口(ラット) LD ₅₀ (mg/kg)	経皮(ラビット) LD ₅₀ (mg/kg)	吸入(ラット) LC ₅₀ (mg/L)
不飽和ポリエステル	63.0	データなし	データなし	非揮発成分
スチレン(モノマー)	37.0	5000(区分5)	データなし	11.7(2770ppm)
合計	100.0			

*1) コバルト化合物含有。含有量は、コバルトとして、0.1wt%未満。)

急性毒性(経口):

スチレンの急性毒性(経口)は、ラットの経口投与試験の LD₅₀=5000mg/kg(CERI・NITE 有害性評価書 No.52(2004)に基づき、区分 5 となる。

その他の物質については、有用なデータがないため分類できない。

混合物としては、上記結果より計算すると、以下の通りとなり、区分 5 とした。

$$(100-63)/ATEmix = 37/5000$$

$$ATEmix = 5000\text{ (mg/kg)}$$

区分 5

急性毒性(経皮):

スチレンおよびその他の成分の急性毒性(経皮)に関する有用なデータではなく、GHS 判定では分類できないとなるが、スチレンに関し、ポリエステル技術委員会の指導に従い、区分 5 とする。

急性毒性(吸入:ガス):

分類対象外

GHS の定義による液体であるため、ガスでの吸入は想定できず、分類対象外とした。

急性毒性(吸入:蒸気):

区分 4

スチレンに関して、ラットを用いた吸入暴露試験(蒸気)LC₅₀=11.7mg/L、11.9mg/L(4 時間)((CERI・NITE 有害性評価書 NO.52(2004))に基づき、計算式を適用し、LC₅₀(4 時間換算値)の 2770ppm が得られている。飽和蒸気圧 0.67kPa(CERI ハザードデータ集 96-46(1998)における飽和蒸気圧濃度は 6600ppm である。上記の LC₅₀ は、飽和蒸気圧濃度の 90%よりも低い濃度なので「ミストがほとんど混在しない蒸気」として、ppm 濃度基準値で区分 4 となる。

その他の物質については、有用なデータがないため分類できない。

混合物としては、上記結果より計算すると、以下の通りとなり、区分 4 とした。

$$(100-63)/ATEmix = 37/11.7$$

$$ATEmix = 11.7\text{ (mg/L)}$$

急性毒性(吸入:粉塵、ミスト):分類できない

データなし

以下の各区分については、下記の通りとする。

皮膚腐食性／刺激性:

区分 2

スチレンに関し、ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果、「中程度の刺激性を有する」として報告されている。

その他の成分については、有用なデータがなく、分類できない。

混合物においては、スチレンの含有量が ≥10% であることから、同等と考え、区分 2 とした。

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性:

区分 2A

スチレンに関し、ヒト疫学事例及びウサギの眼刺激性試験の結果、「中等度の刺激(7 日間持続)」との記述(CERI・NITE 有害性評価書 No.52(2004))から、区分 2A と分類されている。

その他の成分については、有用なデータがなく、分類できない。

混合物においても、スチレン含有量が ≥1% であるため、区分 2A とする。

呼吸器感作性又は皮膚感作性:

呼吸器感作性/皮膚感作性

分類できない/区分 1

呼吸器感作性又は皮膚感作性についてともに有用なデータがなく、GHS 判定としては分類できないとなるが、スチレンに関し、ポリエステル技術委員会の指導により、皮膚感作性については区分 1 と判定する。

生殖細胞変異原性:

区分 2

スチレンに関し、ACGIH(7th, 2001)、CERI・NITE 有害性評価書 No.52(2004)の記述から、生殖細胞 in vivo 経世代変異原性／変異原性試験なし、体細胞 in vivo 変異原性試験(染色体異常試験、小核試験)で陽性、生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験なし(マウスの脳、肝臓、腎臓、肺、精巣の細胞を用いた DNA 一本鎖切断試験(No.36)での陽性結果に関しては生殖細胞(germ cell)に限定して調べたが明確でないため分類には使用しないとの専門化判断済みであることから区分 2 と判定される。

その他の成分については、有用なデータがなく、分類できない。

混合物においても、スチレン含有量が ≥1% であるため、区分 2 とする。

発がん性:

区分 2

スチレンに関し、IARC(2002)で 2B に分類されていることから区分 2 と判定される。

その他の成分については、有用なデータがなく、分類できない。

混合物においても、スチレン含有量が ≥0.1% であることから、区分 2 とする。

生殖毒性:

スチレンに関し、CERI・NITE 有害性評価書 No.52(2004)の記述から、ラットの三世代繁殖試験において、F0 に影響の無い用量で、F1、F2 に新生児期生存率低下がみられていること、さらに、ラットの発生毒性試験および授乳期投与試験で母毒性のみられない用量で児動物に大脳セロトニンの減少、立ち直り反射および聴覚反射の遅延など多くの行動的検査に異常がみられていることから区分 1 に分類される。

その他の成分については、有用なデータがなく、分類できない。

混合物においても、スチレンの含有量が $\geq 0.1\%$ であることから、区分 1B とした。

特定標的臓器・全身毒性(単回暴露):**区分 1(中枢神経系)****区分 3(気道神経系)**

スチレンに関し、「眼、鼻に対する刺激性、中枢神経系に対する影響」(EHC26(1993)、CERI ハザードデータ集 96-46(1998))等の記述から、中枢神経系が標的臓器と考えられ、鼻部への刺激影響が示されていることから、区分 1(中枢神経系)、区分 3(気道刺激性)と分類される。

その他の成分については、有用なデータがなく、分類できない。

混合物においても、スチレンの含有量 $\geq 1.0\%$ から、区分 1(中枢神経系)、区分 3(気道刺激性)とした。

特定標的臓器・全身毒性(反復暴露):**区分 1(呼吸器、神経系、血液系、肝臓)**

スチレンに関し、「ヒトでの事例や疫学調査では、暴露量が明確でないことや他の物質との複合暴露の可能性もあるため、明確に結論づけることは困難である。」としながらも、「スチレンは、眼、皮膚、鼻、咽喉に刺激性を示し、呼吸器への影響として閉塞性肺障害、慢性気管支炎等を引き起こす。また、めまい、頭痛、疲労感、錯乱、不眠などの中枢神経系への作用、反応時間、言語性記憶の低下などの精神神経機能への影響、視覚・聴覚への影響、リンパ球数増加、血小板数の減少などの血液系への影響、AST、GGT、ALT 活性上昇などの肝臓への影響もみられている。」との記述(CERI・NITE 有害性評価書 No.52(2004))があることから、呼吸器、神経系、血液系、肝臓が標的臓器と考えられており、また、実験動物についても「鼻腔粘膜、気管粘膜の上皮細胞空胞化及び細胞の剥脱、核濃縮」、「尾部末梢神経伝達速度 SCV(sensory nerve conduction velocity)の低値」、「肝細胞壊死」等の記載(CERI・NITE 有害性評価書 No.52(2004))があることから、区分 1(呼吸器、神経系、血液系、肝臓)と分類されている(NITE GHS 分類結果)。

その他の物質については、有用なデータがないため分類できない。

混合物としては、スチレンの含有量 $\geq 1.0\%$ から、区分 1(呼吸器、神経系、血液系、肝臓)とした。

吸引呼吸器有害性:**区分 1**

スチレンに関し、炭化水素であり、動粘性率は $0.772 \text{ mm}^2/\text{s}$ (25°C) (CERI 計算値)であることから、区分 1 と分類されている(NITE GHS 分類結果)。

その他の物質については、有用なデータがないため分類できない。

混合物としては、区分 1 に分類されるスチレンの含有量 $\geq 10\%$ から、区分 1 とした。

12. 環境有害性情報**GHS 分類****環境に対する有害性:****水性環境急性有害性:****区分 2**

スチレンに関し、魚類(ファットヘッドミノー)の 96 時間 $LC_{50}=4.02 \text{ mg/L}$ (CERI・NITE 有害性評価書(2004)) 他から、区分 2 と分類されている(NITE GHS 分類結果)。

その他の物質については、有用なデータがないため分類できない。

混合物としては、区分 2 の成分から、下記計算式により $\geq 25\%$ となるため、区分 2 とした。

(毒性乗率 $M \times 10 \times$ 急性 1 の含有量%) + (急性 2 の含有量%) = 37%。

水性環境慢性有害性:**分類できない**

スチレンに関し、急速分解性があり(BOD による分解度: 100% (既存化学物質安全性点検データ))、かつ生物蓄積性が低いと推定される($\log K_{ow}=2.95$ (PHYSPROP Database(2005))) ことから、区分外とされている(NITE GHS 分類結果)。

その他の物質については、有用なデータがないため分類できない。

ゆえに、混合物としての分類は、区分外のスチレンと同等と考えられるが、分類できないと判断される成分が多いため、分類できないとする。

その他環境有害性情報:**生態毒性:****藻類:**

急性 $EC_{50}=4.9 \text{ mg/L}$ (72 時間)

(セレナストラム 成長阻害 成長速度 淡水 USEPA GLP、スチレン)

慢性 $EC_{10}=0.28 \text{ mg/L}$ (96 時間)

(セレナストラム 成長阻害 成長速度 淡水 USEPA GLP、スチレン)

急性 $EC_{50}=4.7 \text{ mg/L}$ (48 時間)

(オオミジンコ 遊泳阻害 淡水 OECD TG202 EC L383A-C2 GLP、スチレン)

好気的生分解(化審法): 良分解と判定。(スチレン)

好気的生分解(その他): 容易に生分解される。(スチレン)

嫌気的生分解: 分解速度は遅いが生分解される。(スチレン)

濃縮性は低いと推測(スチレン)

生物濃縮係数 BCF: キンギョ: 13.5 (スチレン)

オクタノール／水分配係数 $\log K_{ow}=2.95$ (測定値、スチレン)

情報なし

生物濃縮性:**土壌中の移動性:**

他の有害影響:	情報なし
環境基準:	情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。 処理方法は、廃ガス処理設備のある焼却炉を使い、注意ながら少量づつ焼却処分する。
汚染容器及び包装:	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報	IMO の IMDG(国際海上危険物規制)コードに従う。
	UN No.:	1866
	Proper Shipping Name:	RESIN SOLUTION flammable
	Class:	Class 3
	Packing Group:	III
	Marine Pollutant:	Y (MARPOL 条約 付属 II 2007 年 1 月 1 日施行)
航空規制情報		ICAO-TI(国際民間航空機関技術指針)/IATA-DGR(国際航空運送協会危険物規制)に従う。
	UN No.:	1866
	Proper Shipping Name:	RESIN SOLUTION flammable
	Class:	Class 3
	Packing Group:	III
国内規制	陸上規制情報	消防法および道路交通法の規定に従う。
	国連番号:	1866
	品名:	樹脂液
	国連分類:	クラス 3
	容器等級:	III
	指針番号	128
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号:	1866
	品名:	樹脂液
	国連分類:	クラス 3
	容器等級:	III
	海洋汚染物質:	Y
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号:	1866
	品名:	樹脂液
	国連分類:	クラス 3
	容器等級:	III
特別の安全対策		<ul style="list-style-type: none"> ・輸送前に容器の密閉状態、漏れの有無、栓の閉まり具合を確認する。 ・タンクローリー及びタンク車での運送時は、輸送中に漏れが起きたりしないように液の取り出しロバルブ、フランジ面及び安全弁の点検を予め十分に行う。 ・容器の輸送及び運搬は常にしっかりと固定した状態で行い、互いに衝突して破損することのないように、予め適当な緩衝材を詰めておく。 ・積み込み及び荷降ろしのための配管、ポンプ、車体などはアースを取り、静電気を除く。

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法:	第一種指定化学物質(スチレン(1-240))
化審法:	優先評価化学物質(スチレン(47))
消防法:	危険物第四類第二石油類、非水溶性液体、危険等級III、指定数量 1000L (第 2 条第 7 項危険物別表 1)
毒物及び劇物取締法:	非該当
労働基準法:	疾病化学物質(第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条)(スチレン)
労働安全衛生法:	危険物引火性の物(施行令別表第 1 第 4 号)(スチレン) 名称等を表示すべき有害物(法第 57 条施行令第 18 条)(スチレン(17-2)) 名称等を通知すべき有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 (スチレン(323))) 特定化学物質(施行令別表第 3 第 2 号(スチレン(22-2)))

海洋汚染防止法:	有害液体物質 Y 類、危険物(施行令別表第 1 2007 年 1 月 1 日施行)
船舶安全法:	引火性液体類(危規則 第 2,3 条 危険物告示別表第 1)(スチレン)
航空法:	引火性液体類(告示別表第 3 引火性液体)
港則法:	引火性液体類(施行規定第 12 条危険物)
大気汚染防止法:	有害大気汚染物質、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」 (中環審答申:スチレン(111))
悪臭防止法:	特定悪臭物質(施行令 1 条:スチレン)、規制基準 0.4~2.0ppm (具体的な基準は、都道府県知事が地域の実情に応じて規制基準の範囲内で定める。)
水質汚濁防止法	事故時措置指定物質(スチレン)
水道法	非該当
環境基本法	非該当

16. その他の情報

参考文献

- 1) 「CERI 有害性評価書(1998 年)」財)化学物質評価研究機構
- 2) 「CERI・NITE 有害性評価書(2006 年)」独)製品評価技術基盤機構、財)化学物質評価研究機構、委託先 独)新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 3) 「CERI・NITE 化学物質の初期リスク評価書(2007 年)」独)製品評価技術基盤機構、財)化学物質評価研究機構、委託先 独)新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 4) 「NITE GHS 分類結果(スチレン)」 <http://safe.nite.go.jp/ghs/0151.html>
- 5) ACGIH: Documentation of TLV (2006 年度版)
- 6) 日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告書」;産衛誌 42, 4 (2000)
- 7) 日本スチレン工業会;スチレンの GHS 分類一覧表(2006.6.14)
- 8) 製品評価技術基盤機構(NITE):GHS 分類対象物質一覧(2006.9.29)
- 9) 平 16. 10. 1 厚生労働省告示第 369 号
- 10) その他の文献
化学工業日報社;国際化学物質安全性カード(1992)
化学工業日報社;化学品別適用法規総覧(1992)
中央労働災害防止協会;GHS 対応による混合物(化学物質)の MSDS 作成手法の研修テキスト
日本スチレン工業会;スチレン 製品安全データシート(2008.7)
日本化学物質安全・情報センター;化審法の既存化学物質安全性点検データ集
緊急時応急措置指針(改訂 2 版)容器イエローカードへの適用(2006)、日本規格協会

注意

記載内容は現時点での入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、以上の情報は新しい知見により、予告なしに改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には用途、用法に適した安全対策を講じた上、ご利用下さい。本製品を使用するに当たって、提供された情報を適用するかどうかの最終的な決定は使用者の責任で行ってください。全ての物質は、未知の危険性を呈する可能性があり、ここで示した危険性は起り得る全ての危険性を網羅したものであるということを保証するものではありません。以上は情報提供であり、本情報による指示に従つて本物質が取り扱われようといまいと、本物質の取り扱いによって生じる損害等の結果に対する責任については、一切責任を負いかねますのでご了承下さい。

以上